

令和7年度国民健康保険税の課税について

国民健康保険事業に要する費用は、加入者(被保険者)のみなさんにご負担いただく国民健康保険税(地方税法第703条の4および甲賀市国民健康保険税条例第1条に基づき課税)と国の補助金等によってまかなわれています。

■ 納税義務者

納税義務者は**世帯主**です。世帯主が社会保険等に参加していて、国民健康保険の加入者でなくても、その世帯内に加入者がいるときは世帯主に課税されます。(この場合、世帯主の所得は、国民健康保険税の計算には含まれません。)

■ 国民健康保険税の算定について

国民健康保険税は、加入者全員に係る医療分と支援金分、40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に係る介護分で構成されています。また、それぞれの区分には「所得割額」・「均等割額」・「平等割額」があり、これらの合計額が国民健康保険税額となります。



区 分		税 率		
		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割 額	$\left\{ \begin{array}{l} \text{加入者の前年中} \\ \text{の総所得金額等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ \text{(430,000円)} \end{array} \right\} \times \text{税率}$	7.35%	2.70%	2.35%
均 等 割 額	加入者1人に対して (年額)	25,700円	9,900円	10,800円
平 等 割 額	加入世帯に対して (年額)	20,800円	7,300円	6,000円
賦 課 限 度 額	1世帯で算定した所得割額、均等割額、平等割額の合計額の限度額	660,000円	260,000円	170,000円

※所得割額算定のため、所得を申告していない方は所得を申告してください。

○ 年度の途中で加入、脱退があった場合

保険税の計算は届出をした月にかかわらず、加入については加入した月から月割で、脱退については脱退した月の前月分までを月割で計算します。

○ 年度の途中で40歳になられる方の介護分について

40歳になられた月(1日が誕生日の方は前月)からの介護分を計算し、その年度の残りの納期の数に分けて納めていただきます。

○ 年度の途中で65歳になられる方の介護分について

65歳になられる月の前月(1日が誕生日の方は前々月)までの介護分を計算し、10回(6月～3月)に分けて国民健康保険税として納めていただきます。65歳以上(介護保険第1号被保険者)になられると、国民健康保険税とは別に介護保険料として納めていただくことになります。

○ 年度の途中で後期高齢者医療制度へ移行される方について

後期高齢者医療制度へ移行される月の前月までの医療分および支援金分(65歳到達時に移行される場合は介護分も含む)を計算し、移行される前月までの納期の数に分けて国民健康保険税として納めていただきます。移行後に他の加入者が継続して加入される場合、加入月分を10回に分けて納めていただきます。

○ 令和7年1月2日以降に転入された方について

令和7年1月2日以降に甲賀市に転入された方については、所得割額算定の基礎になる令和6年分所得を前住所地の市町村(1月1日現在お住まいの市町村)に照会します。後日、国民健康保険税額を修正(税額の増減)する場合がありますのでご了承ください。

裏面もご覧ください。

■ 普通徴収(口座振替または納付書でお支払いの方)

1年間の税額を6月に決定し、1年間分を6月から3月の10期に分けて納めていただきます。金融機関、コンビニエンスストア等で納入される方には、6月に10期分をまとめて納付書を送付します。口座振替の方は、各納期ごとに指定口座から自動振替します。

年度途中に加入された場合は、手続きの翌月から3月までの期別に分けて加入月数分の税額を納付いただきます。

■ 特別徴収(年金から引き去りの方)

4月、6月、8月はその年の2月と同額を納めていただき(仮徴収)、本年度の国民健康保険税決定額から仮徴収分を引いて、残額を10月、12月、2月で納めていただくことになります。(100円未満の端数は10月に合算します。)なお、口座振替に変更を希望される場合は、条件により変更が可能です。

なお、次の①から④の全てに該当する方は原則特別徴収となります。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えていない
- ④ 介護保険料が年金からの引き去り納付である

※後期高齢者医療制度に移行される(75歳に到達される)年度においては特別徴収が中止となり、特別徴収になる以前の納付方法(口座振替または納付書)に変更となります。この他、加入者の所得に変更があった場合など、特別徴収が中止となる場合があります。

■ 低所得世帯に対する軽減について

次の条件に該当する世帯は、均等割額・平等割額について、それぞれの割合で軽減されます。

軽減区分	軽減の対象となる世帯の所得の基準額(前年の所得)
7割軽減	世帯主と加入者の合計所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	世帯主と加入者の合計所得が43万円+(30.5万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	世帯主と加入者の合計所得が43万円+(56万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※世帯主が他の健康保険等に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含みます。

※後期高齢者医療制度へ移行された方については、同日以後継続して同一世帯に属する方の所得・人数も含めて軽減判定します。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける人のことです。

※所得を申告していない世帯には軽減制度は適用されません。所得の申告をしていない世帯主(国民健康保険加入者でない世帯主も含みます)、加入者は所得を申告してください。

■ 特定世帯・特定継続世帯に対する軽減について

国民健康保険加入の2人世帯で、1人が後期高齢者医療制度に移行し、もう1人が国民健康保険の加入者として残った世帯については、5年目までの世帯(特定世帯)は医療分及び支援金分の平等割額の半額を、6年目から8年目になる世帯(特定継続世帯)については、医療分及び支援金分の平等割額の4分の1の税額を軽減する措置を設けています。

■ 非自発的失業者世帯に対する特例の申告について

会社都合による解雇や倒産、雇い止めなど非自発的理由により離職された65歳未満の方で、失業給付を受けられ、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当される場合は、前年の「給与所得」を100分の30に減額して国民健康保険税を算定します。軽減期間は離職日の翌日の属する年度から、その年度の翌年度末までとなります。対象となる方は申告してください。

■ 旧被扶養者世帯に対する減免について

75歳以上の方及び65歳以上で一定の障がいがある方が、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方(65～74歳)が新たに国民健康保険に加入することになる場合、申請していただくことで所得に応じてご負担いただく所得割額が免除されます。また、加入日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、加入者1人当たりのご負担いただく均等割額が半額となり、さらに加入者が1人の場合などには、世帯ごとにご負担いただく平等割額も半額になります。

■ 未就学児に係る均等割額の軽減について

令和4年度より未就学児に係る均等割額の5割を公費にて負担しています。